

郡山市市街地再開発事業補助金交付要綱

平成6年12月19日制定
平成18年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
〔都市整備部都市政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第122条第1項の規定に基づき、本市において市街地再開発事業を施行する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定。以下「社総金交付要綱」という。）、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付建設省住街発第47号。以下「市街地再開発補助要領」という。）及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付建設省住市発第12号。以下「細目」という。）において使用する用語の例による。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) この補助金の交付申請者が個人の場合にあっては、市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していない者。法人その他の団体等の場合には、役員その他の構成員が市税を滞納していない者。
- (2) 郡山市暴力団排除条例（平成24年条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でない者。

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、国が定める社総金交付要綱、市街地再開発補助要領及び細目（以下「国交付要綱等」という。）に定める経費とし、補助金の額は、国及び県からの補助金の額を参考として予算の範囲内で定める額とする。

2 補助金の交付の対象経費のうち、他の助成金の交付を受けている場合は、助成金の対象となる経費について補助金の交付の対象経費としない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年度別事業計画の内訳を記載した書類
- (2) 交付申請額の算出方法及び経費の配分を記載した書類
- (3) 交付申請額の算出方法の明細に関する書類
- (4) 事業計画を表示する図面
- (5) 施行前写真

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第10条の2第1項に規定するやむを得ない事由に

より補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ指令前着工届（第1号様式）により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する指令前着工届の提出があった場合は、その内容を精査の上、指令前着工結果通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 年度別補助対象事業費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(3) 補助対象事業が完了した後においても都市計画に定める建築物の要件を適正に維持すること。

（状況報告）

第8条 補助事業を行う補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業等状況報告書（第3号様式）により、各四半期（第4四半期を除く。）末の補助事業の遂行状況を、それぞれ当該期間経過後7日以内に市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に係る収支決算書

(2) 補助金精算調書

(3) 補助金の受入を記載した調書

(4) 残存物件を記載した書類

(5) 事業の実施状況を記載した書類

(6) 事業の実施を表示する図面

(7) 事業完成写真その他参考となる資料

(8) 領収書の写し

2 前項の規定は、規則第6条第1項第2号の規定により市長の廃止の承認を受けたときに準用する。この場合において、前項中「完了した日」とあるのは「廃止の承認を受けた日」と読み替えるものとする。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により施行者に通知する

ものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合には、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、規則第16条の2第2項に規定する事業の性質上必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金の一部を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 規則第18条に規定する期限は、規則第17条第4項に規定する補助金の交付決定の取消しの通知の日から20日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、期限を90日以内に定めることができる。

2 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還を命ずるときは、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「補助金の交付決定の取消しの通知の日」とあるのは「補助金の交付額の確定通知の日」と読み替えるものとする

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(2) 補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同じ期間とする。

2 規則第20条第1項第3号に規定する別に指定するものは、その取得価額が10万円以上のものとする。

(仮設店舗等の管理及び処分)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から使用料を除くほか、敷金権利金その他金品を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、仮設店舗等の管理状況を記載した書類を、毎年度末に市長に提出しなければならない。

4 補助金の交付の決定を受けた者は、使用計画期間を経過したときは、速やかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用期間を経過した場合において、当該仮店舗等を撤去できない理由があるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の決定を受けた者が、特別の事業により仮設店舗等を引き続いて管理することが不適当と認めるときは、市長の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、市長の承認を要しない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第15条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額

して補助申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。この場合、第57条に定める補助金の交付の条件の他に、消費税仕入控除税額等の返還条件を付した上で交付決定する。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第14条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成6年12月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。